

ポスト2020生物多様性枠組の 検討状況について

令和2年1月27日

環境省自然環境局 生物多様性戦略推進室

生物多様性やポスト2020生物多様性枠組策定に向けた国際的な動向

- 2020年を目標年とする愛知目標は、COP14（2018年）で決定された検討プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2020年／中国）で決定される。

2010 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書採択

2012 生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

2013 IPBES第1回総会(ボン・ドイツ)

2014 COP12(韓国・ピョンチャン):
愛知目標の中間評価(GB04)

2018 COP14(エジプト・シャルムエルシェイク):
新たな目標(「ポスト2020生物多様性枠組」)の検討プロセスを採択

2019 IPBES第7回総会(フランス・パリ)
生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

- ・ 公開ワーキンググループ (OEWG: ①2019/8+10¹、②2020/2昆明、③2020/7カリ)
- ・ 地域別ワークショップ (アジア太平洋地域ワークショップを2019年1月に名古屋で開催)
- ・ テーマ別ワークショップ
- ・ パートナー組織による会合 (ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを2019年9月に熊本で開催)
- ・ 文書での意見募集 (日本からこれまで4回提出)
- ・ 条約補助機関会合 (2019/11: SBSTTA23、2020/5: SBSTTA24・SBI3) 等

2020 愛知目標の最終評価(GB05)

COP15(中国・昆明):ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段の検討

2021 次期生物多様性国家戦略の策定



国連生物多様性の10年

OEWG及び補助機関会合におけるポスト2020生物多様性枠組の検討スケジュール

	議題	日程	開催地	
OEWG1	<ul style="list-style-type: none"> 検討プロセスを概観 ポスト2020生物多様性枠組の範囲及び構造を検討 テーマ別コンサルテーション等に関する作業計画を検討 	2019年 8月27-30日	ケニア、 ナイロビ	
非公式 ブリー フィング	<ul style="list-style-type: none"> OEWG1 及びテーマ別コンサルテーションの進捗状況についてレビュー 	2019年 11月24日	カナダ、 モントリ オール	11/20-29 SBSTTA23 WG8j
OEWG2	<ul style="list-style-type: none"> ゴール及びターゲットについての協議 作業計画の更新(必要に応じて) 	2020年 2月24-29日	中国、 昆明	1/13 枠組ゼロ・ドラ フトの公開
OEWG3	<ul style="list-style-type: none"> 枠組の要素に関する最終検討 COP15に提出する最終ドラフトについての協議及び採択 	2020年 7月27-31日	コロンビア、 カリ	5/18-30 SBSTTA24 SBI3

戦略計画2011-2020とポスト2020生物多様性枠組ドラフトの構造の比較

戦略計画2011-2020（現行）	ポスト2020生物多様性枠組（ドラフト）
I 計画の根拠	○イントロダクション（背景、目的等）
II ビジョン	○2050ビジョン ○2030・2050ゴール
III 戦略計画のミッション	○2030ミッション
IV 戦略目標及び愛知目標 ※1 愛知目標はこの中に含まれる ※2 指標はCOP10では未採択	○2030行動目標 ※D(a)～D(c)の20目標が含まれる
V 実施、モニタリング、レビュー及び評価	○実施サポートメカニズム ※資源動員、能力養成、科学技術協力等が含まれる
VI サポートメカニズム	○実現条件（enabling conditions） ※ジェンダー、人権、先住民、関連条約とのシナジー、パートナーシップ等が含まれる
	○説明責任と透明性 ※国家戦略、国別報告、レビューとストックテイク、追加的メカニズム等が含まれる
	○アウトリーチ、普及啓発及び理解醸成

生物多様性枠組ドラフトの構造 (条約事務局資料をもとに環境省作成)

- ポスト2020生物多様性枠組のゼロドラフトが1月13日に提示された。構成は下図のとおり。
- 2050ビジョン「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界、は変更なし。

ポスト2020 生物多様性枠組

C ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

E. 実施サポートメカニズム

F. 実現条件

D(c) ツールと解決策

12. 奨励措置
13. 法律、政策、経済
14. 主流化
15. 資源と能力
16. バイオセーフティー
17. 持続可能な消費
18. 教育、知識
19. 先住民族、若者、女性
20. 行動の変容

D(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の計画、再生
2. 陸域/海域の保護、保全
3. 外来生物
4. 過剰な栄養、有害物質、プラスチック
5. 乱獲
6. 気候変動

D(b) 人々の要請に応える

7. 食糧や生計への利用
8. 農業及び他の空間利用
9. 水
10. 健康
11. 利益配分

G. 説明責任と透明性

B ゴール

- (a) 淡水、海洋、陸域生態系の区域と統合性
- (b) 種の絶滅と豊富さ
- (c) 遺伝的多様性
- (d) 自然からの恵み
 - (i) 人々に必要な栄養
 - (ii) 水へのアクセス
 - (iii) 自然災害への強靱性
 - (iv) パリ協定の達成への取組
- (e) 利益の公正かつ衡平な配分

A. 2050ビジョン 自然との共生

B 2030・2050ゴールの概要：

a. 淡水、海洋、陸域生態系の区域と統合性

2030年までに淡水、海洋、陸域生態系でノーネットロスを達成、2050年までに[20%]以上の向上；

b. 種の絶滅と豊富さ

2030年までに、絶滅の恐れのある種の割合を[X%]まで減少、豊富さを平均で2030年までに[X%]、2050年までに[X%]向上；

c. 遺伝的多様性

遺伝的多様性が2030年までに平均（average）で2050年までに[90%で]維持され/高められる；

d. 自然からの恵み

自然が人々に次のことに貢献する恩恵を与える：

(i) 人々に必要な栄養

2030年までに[X million]人以上、2050年までに [Y million]人以上の栄養状態の改善；

(ii) 水へのアクセス

2030年までに最低[X million]人以上、2050年までに [Y million]人以上の安全・飲用できる水への持続可能なアクセスの改善；

(iii) 自然災害への強靭性

2030年までに[X million]人以上、2050年までに [Y million]人以上の自然災害への強靭性の改善；

(iv) パリ協定の達成への取組

2030年及び2050年にパリ協定の目標達成のための少なくとも[30%]分の取組

e. 利益の公正かつ衡平な配分

遺伝資源の利用と伝統的知識に基づく利益が公正かつ公平に配分が2030年までに[X]改善し、2050年までに[X]に到達する

C 2030ミッションの概要：

地球と人々への恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

D(a) 生物多様性への脅威を減らす：

1.陸域/海域の計画、再生

淡水、海洋、陸上の生態系を維持・再生し、[50%]以上の陸域、海域での総合的空間利用計画の実施、2030年までに連結・統合・維持された生息環境のネットでの増加

2.陸域・海域の保護、保全

特に重要な区域を保護区及びOECMで2030年までに[60%]以上保全、陸域及び海域の[30%]を保護し、[10%]以上を厳正に保護する

3.外来生物

侵略的外来種の侵入経路を管理し、2030年までに[50%]の新規侵入を減少させ、影響を排除/低減するために[50%]以上の重要地域の侵略的外来種を根絶または防除する

4.過剰な栄養、有害物質、プラスチック

2030年までに、過剰な栄養、殺生物剤、プラスチック廃棄物等からの汚染を[50%]以上減らす

5.乱獲

2030年までに、野生種の採取、取引および利用を適法で持続可能なレベルにする

6.気候変動

2030年までにパリ協定の達成に必要な緩和措置の[約30%] [XXX MT CO₂以上]を提供するNbSにより、気候変動の緩和と適応、防災減災に貢献し、喫緊の排出削減を補完し、生物多様性と食糧安全保障への負の影響を回避する

D(b) 持続可能な利用と利益配分を通じて人々の要請に応える：

7.食糧や生計への利用

野生種の持続可能な利用を高め、2030年までに（特に最も脆弱な人々の）栄養、食糧安全保障、生計を含む恩恵を[X million]人以上に供給し、人と野生動物の軋轢を[X%]削減する

8.農業及び他の空間利用

農業及び他の管理された生態系における生物多様性の保全と持続可能な利用を図り、生産、持続可能で強靱なシステムをサポートし、2030年までに生産性のギャップを[50%]減少させる

9.水

2030年までに[XXX million]人以上へのきれいな水の供給のため、自然に基づく解決策を強化する

10.健康

（特に都市居住者の）健康と福利のため、緑地の恩恵を強化し、2030年までにそのような空間へのアクセスができる人々の割合を[100%]以上にする

11.利益配分

遺伝資源の利用と関連する伝統的知識から得られる利益を確保し、公正で衡平に配分し、2030年までに[X]利益を増やす

D(c) 実施のためのツールと解決策及び主流化：

12. 奨励措置

奨励措置を改革し、生物多様性に最も有害な補助金を廃止し、2030年までに公的および民間の経済的・規制的奨励措置を含む奨励措置を、生物多様性にポジティブまたはニュートラルなものにする

13. 法律、政策、経済

生物多様性の価値を国及び地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセス及び会計に統合し、2030年までにすべてのセクターで生物多様性の価値が主流化され、生物多様性を含む戦略的環境アセスメントおよび環境影響評価が包括的に適用されることを確保する

14. 主流化

国内・国際的なサプライチェーンに関するものを含む経済セクターを持続可能な形態に改革し、2030年までに生物多様性への負の影響を[50%]以上削減する

15. 資源と能力

枠組の実施のための能力構築を含む資源があらゆる資金源から増加され、2030年までに[X%]資源が増加し、枠組の野心度とつりあったものになる

16. バイオセーフティー

2030年までにすべての国で、バイオテクノロジーによる生物多様性への潜在的な負の影響を防止するための措置が確立され、実施される

(次ページに続く)

D(c) 実施のためのツールと解決策及び主流化（つづき）：

17.持続可能な消費

個人、各国の文化的・社会経済的状況を踏まえたうえで、あらゆる人々が持続可能な消費とライフスタイルにむけた計測可能なステップを踏み、2030年までに公正で持続可能な消費のレベルを達成する

18.教育、知識

教育、先住民族および地域社会の知識等を含む生物多様性に関する知識の生成、共有と利用を促進し、2030年までにすべての政策決定者が効果的な生物多様性の保全のために信頼できて最新の情報へのアクセスを持つ

19.先住民族、若者、女性

IPLC、女性および女兒、若者の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する意思決定への完全で効果的な参加を促進し、2030年までに衡平な参加と関連する資源への権利を確保する

20.行動の変容

良質な生活に関する多様な価値観を醸成し、責任に関する価値観を引き出し、2030年までに持続可能性に関する新たな社会規範をもたらす

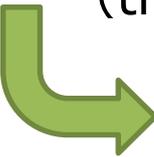
ポスト2020生物多様性枠組に関する議論の整理

- 生物多様性の損失要因への対処と、人々の要請への対応が主要論点。
- 様々な社会課題を解決する手法としての社会変革の必要性を指摘するとともに、2050年の自然との共生の状態を明確化することが検討されている。

主要な論点：

- ✓ 生物多様性の損失要因（IPBES地球規模評価報告書）への対処
- ✓ 生物多様性への人々の要請（持続可能な利用）への対応
- ✓ 2050年における自然との共生の状態の明確化

議論の特徴：

- ✓ IPBES地球規模評価報告書で必要性が指摘されている社会変革（transformative change）を解決手法として導入することを重視。
 国立公園をはじめとする保護区の設定や、希少動植物種の保護・増殖といった従来型の手法に加え、様々な社会課題を解決しなければ生物多様性の損失には対応できないとの危機感。
- ✓ 2050年ビジョン「自然との共生（Living in harmony with nature）」は維持しつつ、ビジョンが達成された状態を明確にした2050年ゴールを設定し、これに向かう目標として2030年ゴールを設定することを検討。

- 我が国はCOP10議長国として愛知目標を取りまとめた経験、そして「自然との共生」「震災」等の経験を踏まえて、議論に貢献。

◆日本の重視するポイント

基本的考え方：

- ✓ 愛知目標の下での取組の継続・発展。
- ✓ 各国が策定する「国家戦略」を軸とした施策の推進
- ✓ 多様な主体による行動を可能にする「分かり易い構造と内容」
- ✓ 科学的知見の重視、SDGsへの貢献。

重視する内容：

- ① SATOYAMAイニシアティブの更なる展開
- ② 生態系を基盤とした気候変動対策、防災・減災対策
- ③ 経済活動における生物多様性への配慮
- ④ 物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処

ポスト2020生物多様性枠組に関するテーマ別会合

テーマ	日程	開催地
生態系再生	2019年 11/6-8	ブラジル、リオデジャネイロ
海洋環境	11/13-15	カナダ、モントリオール
共同議長による非公式ブリーフィング	11/24	カナダ、モントリオール
保護区等 (ABCM: Area-Based Conservation Measures)	12/1-3	カナダ、モントリオール
資源動員	2020年 1/14-16	ドイツ、ベルリン
レビュー手法及びメカニズム	2/20-22	中国、昆明
能力構築	3/1	中国、昆明
持続可能な利用	3月または4月	未定
ABS	未定	未定

※ 2020年4月に宮崎県において、Global Youth Biodiversity Summitが開催され、ポスト2020生物多様性枠組についても議論される予定。

■長期目標 (Vision) <2050年>

○「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界

■短期目標 (Mission) <2020年>

○生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

■個別目標 (Target) = 愛知目標

2020年又は2015年までをターゲットにした20の個別目標

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加